

**平成25年度  
厚生労働省税制改正要望  
主要な事項について**

**平成24年10月19日  
厚生労働副大臣 櫻井 充**

## 本日も説明する項目

### 1. 医療関係(1～6頁)

- (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続
- (2) 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置等の存続
- (3) 高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長
- (4) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(※)
- (5) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設
- (6) 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

### 2. たばこ税(7頁)

- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

### 3. 就労促進等(8頁)

- 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長

### 4. 生活衛生関係(9頁)

- 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置

## 要望内容

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。

## 現状

### 社会保険診療報酬の所得計算の特例

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

社会保険診療報酬の金額		概算経費率
	2,500万円以下	72%
2,500万円超	3,000万円以下	70%
3,000万円超	4,000万円以下	62%
4,000万円超	5,000万円以下	57%

# 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続(事業税)

## 要望内容

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

## 現状

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：( )内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」(事業税率の81%)を合算した税率

## 要望内容

病院等が取得価格500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器の種類を見直した上で適用期限を延長する。

## 現状

### ①高額な医療用機器

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから2年以内のものに限る。)を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。

(~平成27年3月31日)

### ②医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。  
(~平成27年3月31日)

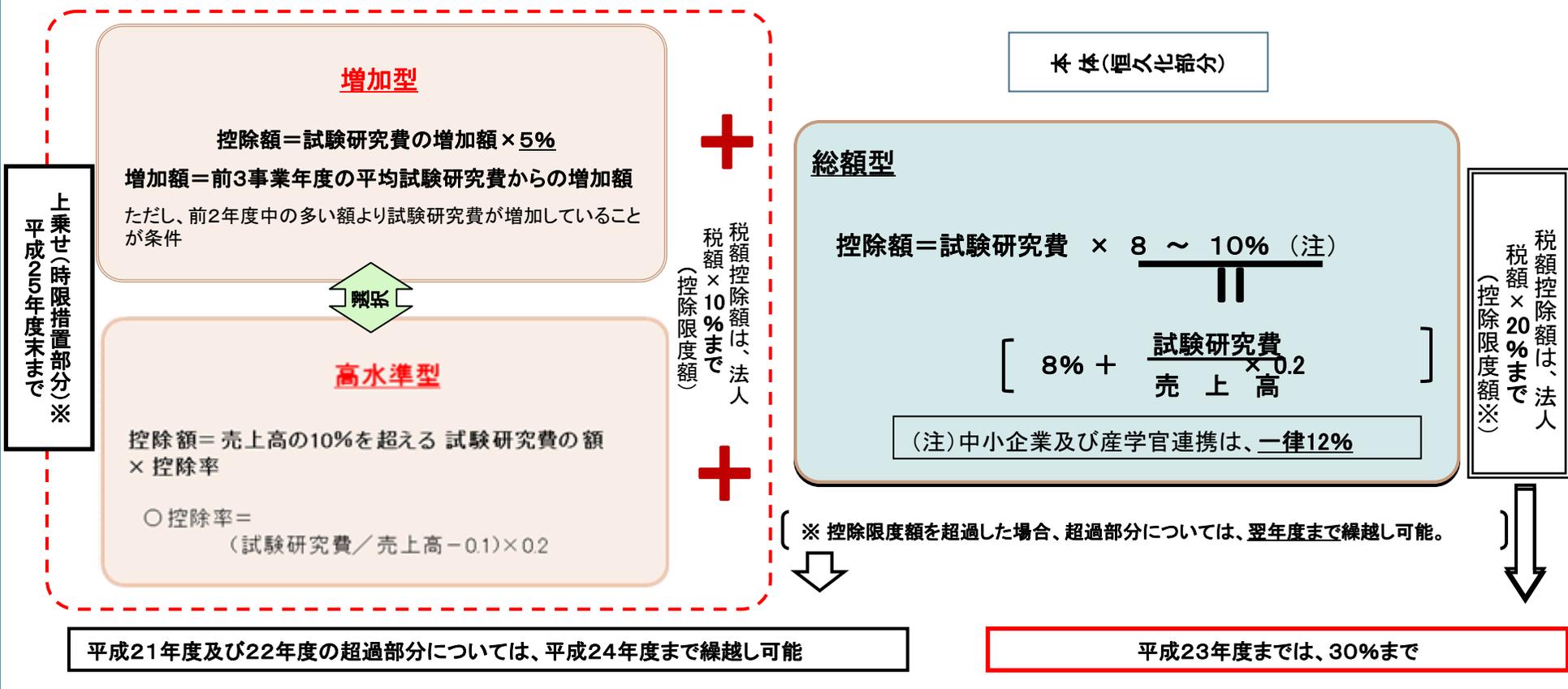


# 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(所得税、法人税)

## 要望内容

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制(総額型)について、税額控除額の上限を法人税額の2割から3割まで拡充する。

## 現行制度



要望内容

持分あり医療法人については、出資持分に係る相続税により医業の継続が困難となるとの指摘がある。地域医療を継続しつつ、持分あり医療法人が持分なし医療法人へ円滑に移行できるよう、持分あり医療法人のうち、持分なし医療法人への移行を検討するものについて、移行期間(最長3年間)中に出資者の死亡に伴い相続人に発生する相続税については、納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行した場合に猶予税額を免除するなどの特例措置を創設する。

併せて、持分なし医療法人への移行中の出資額限度法人については、出資者等による持分返還に伴い残存出資者に発生するみなし贈与の課税の判定時期等についての特例を認める。

[現状]

持分あり医療法人

出資者は退社時に出資持分(出資額に応じた法人資産)の払戻請求が可能



出資者



②出資持分に係る相続税負担が発生

持分なし医療法人への移行準備中などに、出資持分に係る相続税が発生すると、**医業の継続が困難になるおそれがある。**

**持分あり医療法人**

- ①持分なし医療法人への移行計画(3年以内)を策定していること
- ②持分なし医療法人への移行検討に関する定款変更(都道府県知事認可)を行っていること

[要望実現後]

都道府県が進捗状況を確認

**移行期間 3年以内**  
(定款変更の議決日から3年以内)  
すべての出資者との出資持分の放棄の調整等

持分なし医療法人

- ・出資持分の払戻請求不可
- ・解散時の残余財産の帰属は国等に限定

相続税法第66条第4項の相続税等の負担を不当に減少させないと認められる要件と同様の要件

①相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を猶予

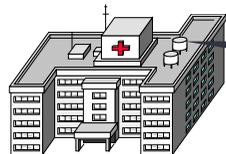
②出資者が出資持分の一部の払戻しを受けた場合等に、残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を猶予※2

③経営安定化のための融資の検討、移行マニュアル等の作成

**猶予税額を免除※1**

※1 移行期間内に持分なし医療法人に移行しなかった場合は、猶予税額及び利子税を納付

※2 出資額限度法人においては、みなし贈与の課税の判定時期等についての特例



医業の継続に支障をきたすことなく持分なし医療法人へ円滑に移行

地域医療の担い手として、住民に医療を安定的に提供できる

## 要望内容

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第一号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。

### 「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定)

#### 第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性

##### 1. 消費課税 (2)消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱とする。その際、医療機関等の行う高額の投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当することとする。

また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。  
なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

### 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律 (平成24年法律第68号)

第7条第1号ト 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

# 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ (たばこ税、地方たばこ税)

## 要望内容

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.8倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(約5割)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	32.2%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	8.4%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

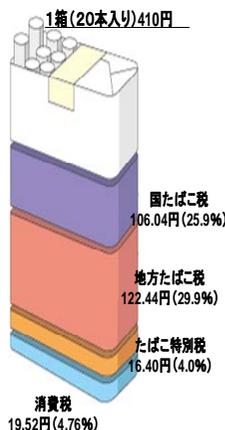
出典: たばこアトラス第3版(2009)  
日本は平成22年国民健康・栄養調査

- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=80円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典: たばこアトラス第3版(2009)



## たばこの課税政策を行う背景

### 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

- 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)
- 日本: 平成16年6月批准、平成17年2月発効。
- (締約国数: 175カ国(平成24年8月予定))

### 健康日本21(第2次)(運動期間:2013~)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。
- 健康日本21(第2次)では、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指す。
- 【たばこ対策】
  - i. 成人の喫煙率の低下(H34年度 12%)
  - ii. 未成年者の喫煙をなくす(H34年度 0%)
  - iii. 妊娠中の喫煙をなくす(H26年 0%)
  - iv. 受動喫煙の機会を有する者の割合の低下  
(行政機関、医療機関 H34年度 0%)  
(職場 H32 受動喫煙の無い職場の実現)  
(家庭 H34年度 3%)(飲食店 H34年度 15%)

### がん対策推進基本計画

- 平成18年度に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。平成24年6月8日閣議決定により見直し。
- 【たばこ対策】上記「健康日本21(第2次)」の項目 i、項目 ii、項目 iv と同じ。  
※ iii は含まれず。

要望内容

障害者優先調達推進法を受けて、企業から障害者就労継続支援事業所等への発注を促進することにより、障害者の働く場の確保や工賃・賃金水準の向上を図るため、時限措置である発注促進税制について、5年間の延長を図るとともに、障害者の「働く場」に障害者雇用促進法の在宅就業障害者等を加える。

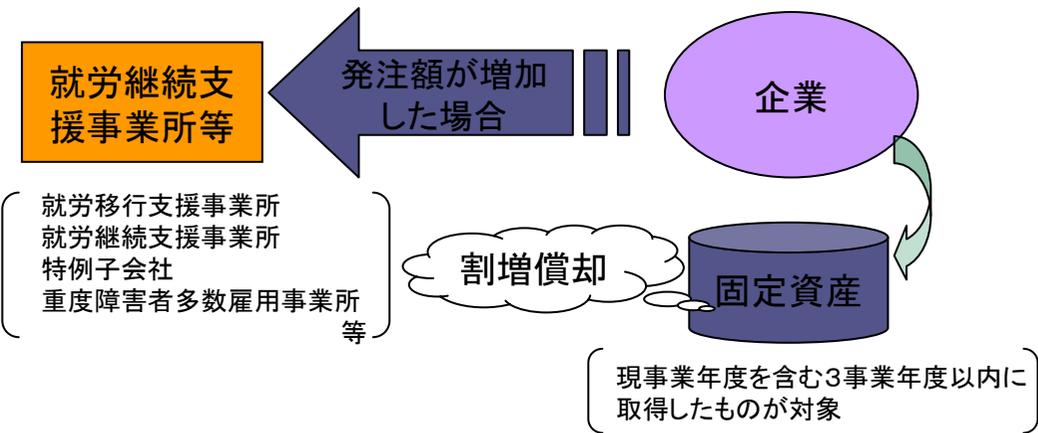
現行制度

- 障害者の「働く場」に対する**発注を前年度より増加させた企業**について、企業が有する**固定資産の割増償却**を認める。
  - ・ 青色申告者である**全ての法人又は個人事業主**が対象。
  - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 割増して償却される限度額は**前年度からの発注増加額**(※)  
(※)固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- **5年間の時限措置**
  - ・ 企業(法人) :平成20年4月1日～平成25年 3月31日
  - ・ 個人事業主 :平成21年1月1日～平成25年12月31日

○ **税制優遇の対象となる障害者の「働く場」**

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援(B型)を行う事業所)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

イメージ図



$$\text{償却限度額} = \frac{\text{普通償却限度額}}{\text{前年度からの発注増加額(※)}}$$

〔 ※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。 〕

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円(償却期間10年、定額法)
  - ・ 発注増加額が20万円の場合
- 普通償却限度額(①) = 1,000万円 × 10% = 100万円  
 発注増加額(②) = 20万円  
 (合計)償却限度額(①+②) = 120万円
- 〔 例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となるため、償却限度額は130万円となる。 〕

要望内容

公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係事業者の事業活動の活性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。

具体的には、生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、対象設備を喫緊の重点課題に重点化した上で、適用期限を平成26年度末までの2年間延長するとともに、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化を図るため、法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、所要の見直しを行う。

共同利用施設に係る特別償却制度

【生活衛生関係営業を取り巻く環境】

飲食店、理容業、美容業、クリーニング業などの生活衛生関係営業の大半を零細事業者が占める

- 従業員5人未満の事業所が70.4%
- 約115万事業所(全産業589万のうち19.5%)
- 約667万人の雇用(全従業者5,844万のうち11.4%)

[地域経済や雇用面でも重要な役割]



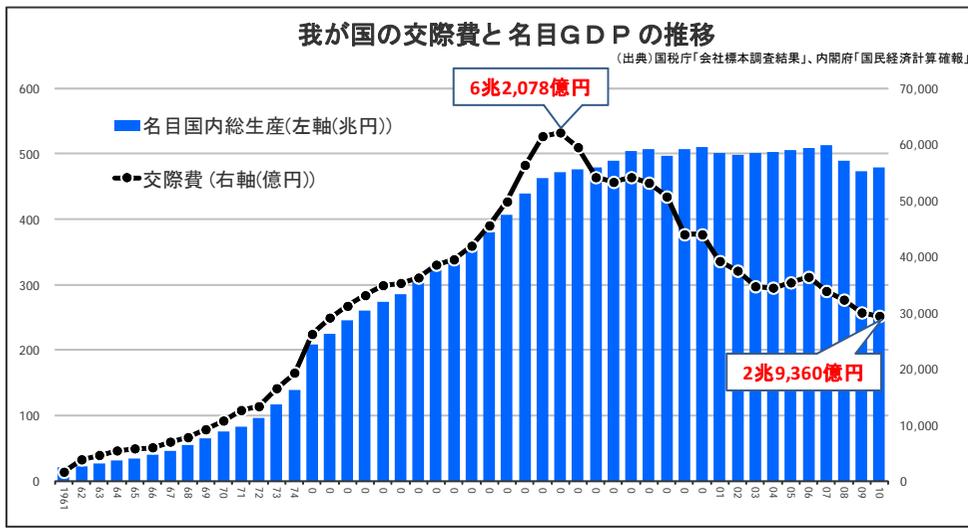
生活衛生同業組合による共同利用施設の促進(事業の共同化)  
※個々の零細な事業者では大規模な施設等の取得・設置は困難



●対象設備を4分野に重点化●

少子高齢化 買い物弱者対策	環境・エコ 清潔・快適	震災復興 節電	安全・安心の 確保
------------------	----------------	------------	--------------

交際費課税の見直し



【現行】  
・中小法人(資本金1億円以下): 600万円までは交際費の90%を損金計上  
・大法人(資本金1億円超): 交際費の損金計上は認められていない

【要望内容】  
・法人が前年度より交際費を増加させた場合、増加分について一定の限度額内で90%の損金算入を認める → 飲食店等の内需を喚起